

HANDBOOK 2026

新3分野の 特定技能・育成就労 準備ハンドブック

● リネンサプライ

● 資源循環

● 物流倉庫

受入れを考える会社と、登録支援機関のために。
社長や責任者の方は、第1章だけで大枠がわかります。

00 INTRODUCTION

はじめに

新たに特定技能の対象となるリネンサプライ・資源循環（産廃の中間処理）・物流倉庫の3分野で、外国人材を受け入れたい会社と、その支援を担う登録支援機関のための冊子です。社長や責任者の方は、第1章だけで大枠がわかります。分野ごとの協議会加入の要件と手続きは、巻末の参考資料にまとめています。

目次 CONTENTS

01	これだけ見ればわかる：全体の流れと、分野別の進め方	3
02	特定技能とは：ポイント3つ	10
03	まず何をやるか	13
04	産廃の「収集・運搬」は、「自動車運送業」で受け入れる	16
05	育成就労制度との関係	19
06	そもそも「在留資格」とは	22
07	許認可のご相談：行政書士	24
08	人材のご相談：株式会社ドラビザ	28
09	経営のご相談：中小企業診断士（アーネスト中小企業診断士事務所）	30
10	よくある質問	32

巻末参考資料

A	協議会加入のまとめ（4分野の比較）	36
B	リネンサプライ（所管：厚生労働省）	37
C	資源循環・産廃の中間処理（所管：環境省）	40
D	物流倉庫（所管：国土交通省）	46
E	自動車運送業分野：産廃を運ぶトラック（所管：国土交通省）	48
F	これまでの動き	50
・	出典・確認先	51

01

CHAPTER 01

これだけ見ればわかる：全体の流れと、 分野別の進め方

この章の内容

- 全体の流れ（フローチャート）
- 3分野の現在地
- 分野別：何をするか、何を準備するか（1分野1ページ）

01 | CHAPTER 1 これだけ見ればわかる：全体の流れと、分野別の進め方

社長や、登録支援機関の責任者の方は、この章だけで大枠がわかります。全体の流れを見て、自分の分野のページで「何をするか」と「何を準備するか」を確かめてください。協議会に入るための資料や要件の詳細は、巻末の参考資料にまとめています。

◆ 全体の流れ

どの分野も、流れは同じです。違うのは、②と③（許認可・認定と、協議会への入会）の中身です。



支援は、自社で行うか、登録支援機関に委託します（登録支援機関の方は、委託を受ける側です）。

分野別のページへ

① リネンサプライ p.6

② 資源循環 p.7

③ 物流倉庫 p.8

④ 産廃を運ぶトラック p.9

◆ 3分野の現在地

3分野は、同じ日（2026年1月23日）に閣議決定されましたが、進み方が違います。以下は、所管省庁・支援サイトの掲載（2026年10月19日までに確認できたもの）をもとにした整理です。

項目	リネンサプライ	資源循環	物流倉庫
所管	厚生労働省	環境省	国土交通省
在留資格の申請 （特定技能1号）	2026年6月1日から可能	まだ始まっていない	まだ始まっていない
協議会	入会できる（無料）	第1回を2026年8月27日に開催。入会申請フォームは10月末頃に設置予定	設置に向けて調整中
技能試験	実施要領は準備中（技能実習2号の修了者は免除）	令和8年度内に開始予定	時期は未定
受入れ開始の見通し	申請は可能。当面の人材は技能実習2号の修了者が中心	令和9年（2027年）4月頃（環境省の予定。確定日ではありません）	未公表
受入れの上限（特定技能1号）	4,300人	900人	11,400人

上限は、特定技能1号が2026年度から3年間の見込数です。告示や運用要領の公表日など、これまでの動きは、巻末の参考資料Fにまとめています。

◆ 分野別：何をするか、何を準備するか

次のページから、分野ごとに1ページずつ、手順と準備するものを示します。産廃を運ぶトラックは、資源循環ではなく「自動車運送業」の分野です（第4章）。

FIELD 01

リネンサプライ

所管：厚生労働省

在留資格の申請

2026年6月1日から可能

協議会

入会できる（入会費は無料）

技能試験

準備中。技能実習2号の修了者は免除

受入れの中心

当面は技能実習2号の修了者

何をするか（手順）

1 衛生基準の認定を確認する

日本リネンサプライ協会、または医療関連サービス振興会の基準。認定は施設ごと。取得済みなら、有効期限も確認します。



2 協議会に入会する

厚生労働省のページの入会申請フォームで申請し、同時にメールで書類を提出します。

協議会加入の詳細は、巻末 参考資料B p.37



3 人材を決める

技能実習2号（リネンサプライ仕上げ作業）の修了者は、技能・日本語とも免除。それ以外は、試験の実施要領を待ちます。



4 在留資格を申請する

協議会への入会が先です。申請書類の作成・提出は、行政書士へ。



5 受け入れて、支援と届出を続ける

義務的支援10項目と、随時・定期の届出。

何を準備するか

- ☐ 衛生基準の認定証の写し（認定番号・有効期限）
- ☐ 受入施設の名称・住所
- ☐ 会社の情報（名称・住所・代表者の役職と氏名）
- ☐ 担当者の職名・氏名・連絡先
- ☐ 登録支援機関を使う場合は、名称と登録番号
- ☐ 受入れ予定の人数と国籍
- ☐ 日本人と同等以上の賃金表、社会保険・労働保険の状況

協議会加入の準備

必要な資料と要件の詳細は、巻末の参考資料B（p.37）と、4分野の比較表（参考資料A、p.36）にあります。

登録支援機関の責任者の方へ

協議会の入会は、登録支援機関が代行に行うことはできません。受入れ企業が自社で申請できるよう、認定証と必要な情報の準備を案内してください。厚生労働省からのメール（mhlw.go.jp）が届く設定も、忘れずに。

FIELD 02

資源循環（産廃の中間処理）

所管：環境省

在留資格の申請
まだ始まっていない

協議会
第1回を2026年8月27日
に開催。入会申請フォー
ムは10月末頃に設置予
定

技能試験
令和8年度内に開始予定

受入れ開始
令和9年（2027年）4月
頃の予定

何をするか（手順）

1 12類型に当てはまるか確認する

対象は廃棄物の中間処理。許可を持っているだけでは足りません。収集・運搬は対象外です（第4章）。

**2 入会基準を満たす準備をする**

優良産廃処理業者（または相当）／安全衛生推進者などの選任／安全衛生の認定・認証、のいずれか。時間がかかるので、早めに。

**3 協議会に入会を申請する**

受入れ会社は「4号構成員」。申請フォームは、支援サイトに設置される予定です。

協議会加入の詳細は、巻末 参考資料C p.40

**4 事務局の審査（優良機関認証）を受ける**

書面と実地の確認。承認されると、証明書が交付されます。

**5 在留資格を申請し、受け入れる**

試験と受入れの開始を待ちます。育成就労との併用も、早めに検討します（第5章）。

**6 届出と確認を続ける**

受入れの開始時・終了時に、事務局へ届出。入会後も2年に1回の確認があります。

何を準備するか

- ☐ 許可証の写し
- ☐ 基本情報、事業計画の概要、組織と人員配置
- ☐ 処理施設の情報と、処理工程図
- ☐ 直前1年間・3年間の処理実績
- ☐ 直前3年分の決算関係書類（法人の場合）
- ☐ 安全衛生推進者などの選任と、安全衛生の認定・認証を示す書類
- ☐ 優良認定、または相当することを示す書類

協議会加入の準備

必要な資料と要件の詳細は、巻末の参考資料C（p.40）と、4分野の比較表（参考資料A、p.36）にあります。

登録支援機関の責任者の方へ

「優良産廃処理業者に相当する者」の基準（別表）は、承認された原本で確認してください。本書は、協議会資料（案）の要約です。許可の更新時期から逆算して準備を始めると、無理がありません。

FIELD 03

物流倉庫

所管：国土交通省

在留資格の申請
まだ始まっていない

協議会
設置に向けて調整中

技能試験
時期は未定

受入れ開始
公表されていない

何をするか（手順）

1 4つの事業者類型を確認する

A 倉庫業者／B 倉庫業者から委託を受ける者／C 貨物自動車運送事業者（自ら、または有償で倉庫作業）。



2 倉庫管理システムなどを確認する

入庫管理・在庫管理・出庫管理の3つの機能。自社の所有でなくても、現場で使える状態であれば足够了。



3 委託を受ける場合は、協定書を準備する

類型Bは、委託元の倉庫業者と共同で協定書を作ります。相手のある手続きなので、早めに。



4 協議会の案内を待って、入会する

要件・書類・受付時期は、決まりしだい国土交通省のページで案内されます。申請より前に入会します。

協議会加入の詳細は、巻末 参考資料D p.46



5 試験の開始を待つ

開始時期は未定です。育成就労も、選択肢になります（第5章）。



6 在留資格を申請し、受け入れる

試験と協議会が整ってからです。

何を準備するか

- ☐ 倉庫業の登録、または貨物自動車運送事業の許可を示す書類（類型に応じて）
- ☐ 使っているシステムの機能（入庫・在庫・出庫の管理）の確認メモ
- ☐ 協定書の案（類型Bの場合）
- ☐ 日本人と同等以上の賃金表、社会保険・労働保険の状況
- ☐ 受入れの人数・時期・配属先の計画

協議会加入の準備

必要な資料と要件の詳細は、巻末の参考資料D（p.46）と、4分野の比較表（参考資料A、p.36）にあります。

登録支援機関の責任者の方へ

協議会がまだ整っていないため、いまは申請できません。参考資料Dの「待っている間にできること」を、受入れ企業と一緒に進めてください。支援の全部を委託する場合は、委託先の登録支援機関にも条件があります。

FIELD 04

産廃を運ぶトラック（自動車運送業）

所管：国土交通省

協議会

入会できる（2025年1月
17日から受付）

費用

入会金・年会費なし

対象の車両

緑ナンバー（事業用自動
車）のみ

制度

特定技能1号のみ（育成
就労は不可）

何をするか（手順）

1 緑ナンバーの事業者か確認する

道路運送法の自動車運送事業。貨物軽自動車運送事業だけの事業者や、白ナンバーのみの事業者は、受け入れられません。



2 職場認証・Gマークを確認する

「働きやすい職場認証制度」の認証、または全日本トラック協会のGマークの認定を受けた事業所があること。



3 協議会に入会する

受入れ会社は第1号様式、登録支援機関は第2号様式。確認に1か月程度かかる見込みです。

協議会加入の詳細は、巻末 参考資料E p.48



4 人材を決める

トラックの技能試験、日本語（A2.2相当以上）、第一種運転免許（海外からは入国後に外免切替など）。



5 在留資格を申請し、受け入れる

協議会への入会が先です。

何を準備するか

- ☐ 事業用自動車（緑ナンバー）の事業者であることを示す許可の書類
- ☐ 職場認証、またはGマークの認定を示す書類
- ☐ 協議会の第1号様式（入力項目一覧を、事前に確認）
- ☐ 委託先の登録支援機関（第2号様式での入会が必要）
- ☐ 運転者の免許取得の段取り（外免切替など）

協議会加入の準備

必要な資料と要件の詳細は、巻末の参考資料E（p.48）と、4分野の比較表（参考資料A、p.36）にあります。

登録支援機関の責任者の方へ

受入れ会社と登録支援機関の双方が、協議会に入会します。委託先を決める前に、その登録支援機関が入会済みかを確認してください。白ナンバーのみの事業者は、前提を満たさない可能性が高いため、国土交通省へ事前に確認を。

02

CHAPTER 02

特定技能とは： ポイント3つ

この章の内容

- ① 人材：2つの試験
- ② 会社：条件を満たし、協議会に入る
- ③ 受け入れたあと：支援と届出
- 補足：特定技能の1号と2号
- 見落としやすい点

02 | CHAPTER 2 特定技能とは：ポイント3つ

特定技能は、人手不足の分野で、一定の技能と日本語力を持つ外国人が働ける在留資格です。制度は細かいですが、覚えることは3つに絞れます。

1. 人材は「2つの試験」に合格している（技能と日本語）
2. 会社は「条件」を満たし、分野ごとの「協議会」に入る
3. 受け入れたあとは、「支援」と「届出」が続く

◆ ① 人材：2つの試験

試験	内容	3分野の状況
技能試験	分野ごとの「特定技能1号評価試験」	3分野とも、まだ始まっていません（リネンサプライ・資源循環は準備中、物流倉庫は時期未定）
日本語試験	JFT-BasicのA2.2相当以上、またはJLPTのN4以上	3分野共通です

例外として、技能実習2号を良好に修了した人は、試験が免除されることがあります。リネンサプライでは、クリーニング職種（リネンサプライ仕上げ作業）の修了者は、技能・日本語とも免除です。

◆ ② 会社：条件を満たし、協議会に入る

まず、全分野に共通する条件があります（主なもの）。

- 日本人と同じ以上の報酬を、預貯金口座への振込で支払うこと
- 直接雇用（派遣は不可）で、フルタイム（原則、週5日以上かつ年217日以上、週30時間以上）であること
- 労災保険など、雇用の手続きが適正であること
- 過去5年以内に、出入国・労働関係の法令違反などがないこと
- 過去1年以内に、同種の業務の従業員を会社都合で辞めさせていないこと、自社の責めによる行方不明者を出していないこと
- 支援にかかる費用を、外国人本人に負担させないこと
- 支援の体制があること（自社で行う、または登録支援機関に全部を委託する）

そのうえで、分野ごとの条件があります。3分野とも「協議会」への加入が必須で、許認可や認定などの前提が分野ごとに違います。

分野	受入れの前提となる許認可・認定など	協議会（所管省庁が設置）
リネンサプライ	衛生基準の認定を受けた施設で受け入れる	厚生労働省。入会できる
資源循環	廃棄物処理法などの許可・認定（12類型）。処分業者は優良認定（またはこれに相当する水準）。安全衛生の体制	環境省。第1回開催済み。入会申請フォームは10月末頃に設置予定
物流倉庫	倉庫業者などの類型に当てはまり、倉庫管理システムなどを使っていること	国土交通省。設置に向けて調整中

詳しい要件は、巻末の参考資料B～Eをご覧ください。許可の取得・更新や、在留資格の申請書類の作成は、行政書士などの専門家の業務領域です。

◆ ③ 受け入れたあと：支援と届出

- 義務的支援10項目（事前ガイダンス、送迎、住居の確保、生活オリエンテーション、公的手続への同行、日本語学習の機会、相談・苦情への対応、日本人との交流促進、転職支援、定期的な面談と行政機関への通報）
- 届出：変更があった場合は、原則14日以内に随時届出。受入れ・活動・支援の状況は、年に1回の定期届出（翌年4月1日～5月31日）
- 2027年4月1日から、支援責任者と支援担当者を、支援を行う事業所ごとに選任する決まりが加わります（養成講習の修了は、当分の間、修了していなくても差し支えないとされています）

◆ 補足：特定技能の1号と2号

特定技能には1号と2号があり、3分野で受け入れるのは「1号」です。

項目	1号（3分野で受入れ）	2号
在留期間	通算5年まで	更新に上限がない
家族の帯同	原則できない	要件を満たせば可能
支援	会社に義務がある	義務はない
3分野での受入れ	あり	なし

3分野に2号がないということは、5年を超えて同じ分野で特定技能のまま働き続ける道が、いまのところない、という意味です。

◆ 見落としやすい点

受入れ見込数は、分野ごとの「上限」です。上限に達する見込みになると、所管大臣の要請で、在留資格認定証明書の交付が停止されることがあります。外食業では、2026年4月13日から停止されました。なお、企業ごとの人数枠は、現在公表されている3分野の方針・告示では確認できません。

03

CHAPTER 03

まず何をやるか

この章の内容

- STEP 1 受け入れの方針を決める
- STEP 2 会社の土台を整える
- STEP 3 協議会に入る準備をする
- STEP 4 支援の体制を決める
- STEP 5 人材の確保を相談する

03 | CHAPTER 3 まず何をやるか

順番に進めます。ステップ3が、協議会に入るための準備です。各ステップの項目は、できたものから順にチェックしてください。

STEP 1 受け入れの方針を決める

- ☐ 受け入れる人数、時期、配属先を決める
- ☐ まずは特定技能で考える（技能と日本語の2つの試験に合格した人を、直接雇用する）
- ☐ 特定技能の試験がまだ始まっていない分野（資源循環・物流倉庫）では、育成就労も選択肢に入れる（「育成就労制度との関係」の章）

STEP 2 会社の土台を整える

- ☐ 同じ作業をする日本人の賃金表を確認する（報酬は日本人と同等額以上）
- ☐ 社会保険・労働保険の加入、賃金台帳、労働時間の管理に不備がないか確認する
- ☐ 過去1年以内に、同種の業務の従業員を会社都合で辞めさせていないか確認する
- ☐ 指導担当者の配置や、住居・生活面の受け入れ準備を考える

STEP 3 協議会に入る準備をする

協議会は、所管省庁が分野ごとに設ける組織です。受け入れる前（在留資格の申請より前）に、入会する必要があります。入会に必要なものは分野ごとに違います。いまからできる準備を、分野別に整理しました。詳しい要件と手続きは、巻末の参考資料B～Eをご覧ください。

リネンサプライ（参考資料B）

- ☐ 衛生基準の認定の有無と、有効期限を確認する（認定は施設ごと）
- ☐ 未取得なら、取得の段取りを決める
- ☐ 認定番号・有効期限・認定証の写しを、手元にそろえる（入会申請で必要）

資源循環（参考資料C）

- ☐ 12種類のいずれかに当てはまるか確認する
- ☐ 優良産廃処理業者の認定（またはこれに相当する水準）の有無を確認する
- ☐ 安全衛生推進者（または衛生推進者）を選任している。常時10人以上なら、安全管理者も選任している

- ☐ 安全衛生優良企業公表制度の認定、ISO45001、JIS Q 45100のいずれかを取得している（または取得の計画がある）
- ☐ 入会申請フォームの設置（令和8年10月末頃の予定）を、支援サイトで確認する

物流倉庫（参考資料D）

- ☐ 4つの事業者類型のうち、どれに当てはまるか確認する
- ☐ いま使っているシステムに、入庫管理・在庫管理・出庫管理の機能があるか確認する
- ☐ 委託を受けて倉庫作業をする場合は、委託元の倉庫業者と協定書の相談を始める
- ☐ 協議会の案内（国土交通省のページ）を、定期的に確認する

自動車運送業（産廃を運ぶトラック）（参考資料E）

- ☐ 緑ナンバー（事業用自動車）の事業者であることを確認する
- ☐ 「働きやすい職場認証制度」の認証、またはGマークの認定を受けた事業所があるか確認する
- ☐ 協議会に入会する（受入れ会社は第1号様式、登録支援機関は第2号様式）

STEP 4 支援の体制を決める

- ☐ 義務的支援10項目を、自社で行うか、登録支援機関に委託するかを決める
- ☐ 資源循環と物流倉庫では、支援の全部を委託する場合、委託先の登録支援機関にも条件がある（協議会や所管省庁への協力など）ことを確認する
- ☐ 育成就労の場合の委託先は、登録支援機関ではなく、監理支援機関であることを確認する

STEP 5 人材の確保を相談する

- ☐ 試験や協議会が整う時期に合わせて、どの国から、どのルートで迎えるかを相談する（「人材のご相談」の章）

◆ 前払いは控えましょう

受入れの可否が確定する前に、候補者へ採用を約束したり、紹介料や渡航費を前払いしたりするのは控えましょう（実務上の目安です）。

04

CHAPTER 04

産廃の「収集・運搬」は、 「自動車運送業」で受け入れる

この章の内容

- 受け入れられる会社の条件（国土交通省Q&A）
- 緑ナンバーに限られます
- 資源循環分野との違い
- 人材の要件（トラック）
- 協議会への入会
- 注意点

04 | CHAPTER 4 産廃の「収集・運搬」は、「自動車運送業」で受け入れる

資源循環分野の対象は「中間処理」で、収集・運搬は含まれません。ただし、産業廃棄物を運ぶ会社は、別の分野である「自動車運送業」で、特定技能の人材（トラック運転者）を受け入れられます。国土交通省のQ&Aでも、廃棄物を運搬するトラックの運転に特定技能外国人を従事させることは可能とされています。

◆ 受け入れられる会社の条件（国土交通省Q&A）

1. 道路運送法に規定する自動車運送事業（第二種貨物利用運送事業を含む）を営んでいること
2. 自動車運送業分野特定技能協議会の構成員になること（在留資格の申請までに加入。登録支援機関も加入が必要。入会金・年会費はなし）
3. 「働きやすい職場認証制度」の認証、または全日本トラック協会の「Gマーク制度」に基づく認定を受けた安全性優良事業所を有していること

貨物軽自動車運送事業だけを行う事業者は、受け入れられません。

◆ 緑ナンバーに限られます

特定技能外国人が従事できるのは、事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）での業務です。白ナンバーの自家用自動車での業務はできません。

産廃の収集運搬は、収集・処分と一体で行う場合、廃棄物処理法の整理では緑ナンバーが不要とされています（環境省・国土交通省の事務連絡、2026年3月16日付）。しかし、自動車運送業分野で受け入れるには、緑ナンバー（事業用自動車）の事業者であることが前提です。白ナンバーのトラックだけで収集運搬を行っている会社は、受入れの前提を満たさない可能性が高いため、事前に国土交通省へ確認してください。

◆ 資源循環分野との違い

仕事	受け入れる分野	主な前提
廃棄物の中間処理（選別・破碎・焼却など）	資源循環	12類型の事業者。協議会（環境省）。優良機関認証
廃棄物を運ぶトラックの運転	自動車運送業（トラック）	緑ナンバーの事業者。協議会（国土交通省）。働きやすい職場認証またはGマーク
最終処分（埋立て）	いまの業務区分には入っていません	—

◆ 人材の要件（トラック）

- 自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること
- 日本語は、JFT-BasicのA2.2相当以上、またはJLPTのN4以上
- 日本の第一種運転免許を持っていること。海外から来る人は、入国後の特定活動の期間（最長6か月）に、外免切替などで取得します
- 技能実習2号を良好に修了した人は、日本語試験が免除されます（トラックのみ）

◆ 協議会への入会

受入れ会社と登録支援機関は、どちらも自動車運送業分野の協議会に入会します。手続きは、巻末の参考資料Eをご覧ください。

◆ 注意点

- 自動車運送業分野は、特定技能1号のみです。2号や育成就労の追加は、国土交通省のQ&Aで「現時点では未定」とされています。育成就労では受け入れられません
- 環境省は、資源循環分野の業務区分に収集運搬を加える検討を始めましたが、決まったわけではありません

05

CHAPTER 05

育成就労制度との関係

この章の内容

- 2つの制度の違い
- 3分野での進め方の目安
- 技能実習との関係
- 準備の違い

05 | CHAPTER 5 育成就労制度との関係

育成就労は、2027年4月1日に始まる新しい制度で、技能実習に代わるものです。3年間の就労を通じて、特定技能1号の水準まで人材を育てます。3分野は、特定技能と育成就労の両方の対象です。

ひとことで言うと、**特定技能は「試験に合格した人を迎える制度」、育成就労は「3年かけて育てる制度」**です。育成就労を終えた人は、特定技能1号へ進めます。

◆ 2つの制度の違い

項目	特定技能1号	育成就労
位置づけ	一定の技能と日本語力のある人材を受け入れる	3年間の就労で、特定技能1号の水準の人材を育てる
在留期間	通算5年まで	3年
入るための要件	技能試験と、日本語A2.2相当以上（技能実習2号の修了者は免除されることがある）	日本語A1相当以上（または相当する講習の受講）。入国時の技能試験は不要
転職・転籍	同じ業務区分の中などで可能	原則できない。本人の意向による転籍は、初級の試験の合格と日本語A2.1相当以上などを満たした場合に限られ、制限期間がある（資源循環は原則2年。協議会は1年を目指している）
受入れ・管理の仕組み	自社で支援する、または登録支援機関に委託する	育成就労計画の認定を受ける。監理支援機関（許可制）が関与する
対象分野	19分野	17分野（自動車運送業と航空を除く）

◆ 3分野での進め方の目安

分野	目安
リネンサプライ	特定技能から始められます。申請はすでに可能で、技能実習2号の修了者を迎える道があります。育成就労は2027年4月から
資源循環	特定技能の枠は900人と小さく、試験の開始も未定です。育成就労（3,600人）との併用を、早めに検討します
物流倉庫	特定技能の枠が大きい（11,400人）ため、特定技能を軸に考えられます。ただし、試験と協議会が整うまで申請できません。育成就労（6,900人）も、協議会への加入が前提です

上の表は整理のための目安で、会社の状況によって変わります。迷う場合は、受入れたい人数・時期・配属先を決めたうえで、ご相談ください。

◆ 技能実習との関係

- 2027年4月1日の施行日の時点で、すでに技能実習を行っている人は、引き続き技能実習を続けられます。この場合は技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労へ移ることはできません
- 技能実習2号を良好に修了した人は、同じ分野の特定技能1号へ移れます（リネンサプライでは、技能・日本語の試験が免除されます）

◆ 準備の違い

- 育成就労では、育成就労計画の認定が必要です。施行日前の申請の受付は、2026年9月1日に始まります
- 育成就労の支援・監理は、許可制の監理支援機関が担います。特定技能で委託する登録支援機関とは、別の仕組みです
- 育成就労の外国人は、原則として、日本と二国間取決め（MOC）を結んだ国から受け入れます
- 3分野では、協議会への加入が、特定技能にも育成就労にも必要です

06

CHAPTER 06

そもそも「在留資格」とは

この章の内容

- 会社が最低限知っておくこと

06 | CHAPTER 6 そもそも「在留資格」とは

在留資格は、外国人が日本で行える活動や、日本での身分を定めた資格です。運転免許に似ています。持っている免許で運転できる車が決まっているように、持っている在留資格で、日本でできる仕事が決まっています。

在留資格には、大きく2種類あります。ひとつは、日本で行う活動に応じた在留資格で、特定技能、技能実習、技術・人文知識・国際業務、留学などがここに入ります。もうひとつは、身分や地位に応じた在留資格で、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の4つです。特定技能も育成就労も、前者の在留資格のひとつです。

◆ 会社が最低限知っておくこと

1. 在留カードで確認する：雇い入れる前に、在留カード（または旅券など）で、就労が認められているか、在留期限がいつかを確認します
2. 資格外の仕事をさせない：在留資格で認められていない仕事をさせると、不法就労助長罪に問われます。現行の罰則は3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金です。2027年4月1日からは、5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金（併科あり）に引き上げられます
3. 期限と届出を管理する：在留期限の更新、雇入れ・離職時のハローワークへの届出、特定技能では随時・定期の届出が続きます

自社の受入れが「どの在留資格で」「どの手続きで」進むのかを、最初に整理しておく、準備の順番がぶれません。

07

CHAPTER 07

許認可のご相談： 行政書士

この章の内容

- 在留資格の申請
- 特定技能の書類
- 入管への対応
- 受入れ会社のための許認可
- 登録支援機関の方へ
- こんなときに、サポートできます！
- 業務の境界に注意してください
- アーネスト・サークル：必要な専門家へ、おつなぎします

07 | CHAPTER 7 許認可のご相談：行政書士

行政書士は、官公署に提出する書類の作成と、その提出の代理ができる国家資格者です。外国人材の受入れでは、在留資格の申請、特定技能の書類、受入れ会社の許認可を、あわせて相談できます。



日本行政書士会連合会の公式キャラクター「ユキマサくん」です。街の法律家である行政書士を、身近に感じていただくために、使わせていただいています。

© 日本行政書士会連合会

◆ 在留資格の申請

- 在留資格認定証明書（COE）の交付申請
- 在留資格変更許可（留学→就職、特定技能への変更、転職に伴う変更）
- 在留期間更新許可
- 資格外活動許可・就労資格証明書・再入国許可
- 永住許可・帰化申請・家族滞在など身分系の手続き

◆ 特定技能の書類

- 雇用契約書・雇用条件書・支援計画書など、参考様式の作成
- 分野別の手続き（協議会の入会に必要な書類の確認・準備、介護・外食・製造などの分野別の書類）
- 本人の要件の確認（試験・健康・前歴）と、書類の不足の洗い出し

◆ 入管への対応

- 申請の代理・申請取次（本人が出頭しなくてよい場合が多い）
- 補正・追加資料への対応
- 不許可になったときの理由の分析、再申請

◆ 受入れ会社のための許認可

受入れの準備では、本業の許認可の確認や、新しく取る許認可が出てくる場合があります。3分野の周辺で、相談の多いものを挙げます。

分野	関わりやすい許認可の例
資源循環（産廃の中間処理）	産業廃棄物処分業の許可（新規・更新）。優良認定に向けた更新の時期の整理。 一般廃棄物処分業（市町村の許可）
産廃を運ぶトラック（自動車運送業）	産業廃棄物収集運搬業の許可。一般貨物自動車運送事業の許可（緑ナンバー）
物流倉庫	倉庫業の登録。一般貨物自動車運送事業の許可
リネンサプライ	衛生基準の認定は、日本リネンサプライ協会などの認定です。認定に向けた準備の整理をお手伝いします

- 会社設立の書類（定款）、各種契約書・議事録の作成
- 補助金・融資の申請書類の作成（診断士を兼ねる行政書士も在籍しています）
- 外国人材との契約書・誓約書、取引先との契約書のリーガルチェック・作成

◆ 登録支援機関の方へ

- 登録支援機関の登録申請・更新申請
- 変更の届出、各種届出（契約の終了・支援実施状況・受入れ困難など）の作成
- 支援計画・支援委託契約書・社内の規程・様式のひな型の整備

◆ こんなときに、サポートできます！

- ☐ 申請書類を作るように頼まれた
- ☐ 在留期限まで6か月を切った人がいる
- ☐ 転職・在留資格の変更を考えている人がいる
- ☐ 不許可・補正の連絡が来た
- ☐ 受入れ企業から、許認可の相談を受けた
- ☐ 自社の登録（更新）の時期が近い

◆ 業務の境界に注意してください

2026年1月1日に施行された改正行政書士法では、他人の依頼を受け、名目を問わず報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、行政書士（または行政書士法人）にしかできないことが明確になりました。罰則や、法人にも科される両罰規定も整えられています。

登録支援機関が、在留資格の申請書類を作成する形は、違反と判断されるおそれがあります。支援の実施は登録支援機関が、申請書類の作成と提出は行政書士が、と役割を分けてください。

行政書士にできないこと：社会保険・労働保険の手続き（社会保険労務士）、賃金などの労務の紛争の代理交渉（弁護士）、税務の申告・相談（税理士）、登記（司法書士）。これらは、それぞれの専門家の業務です。人材のあっせん（職業紹介）も、許可を持つ事業者の業務です。

◆ アーネスト・サークル：必要な専門家へ、おつながします

受入れ企業も、登録支援機関も、ひとりで何でもできなくて構いません。必要なときに、必要な専門家へ。アーネストを窓口に、専門家の輪（サークル）でつながります。



それぞれの専門家は、法律で決められた範囲で、それぞれの責任で業務を行います。アーネストは、窓口として「つなぐ」役割です。

08

CHAPTER 08

人材のご相談： 株式会社ドラビザ

この章の内容

- ご相談いただけること
- 役割の分担

08 | CHAPTER 8 人材のご相談：株式会社ドラビザ

受入れの準備が進んでも、「どの国の、どのような人材を、いつ迎えるか」は別の課題です。人材のご相談は、株式会社ドラビザでお受けしています。

株式会社ドラビザは、当事務所の国際業務担当（行政書士補助者）である羽田健太が、代表を務める人材会社です。当事務所とは別の会社で、ベトナム・スリランカ・ミャンマー・カンボジア・インドネシアなどの人材を扱っています。入管手続きに明るく、必要な許可を持って事業を行っています。



◆ ご相談いただけること

- 受入れたい分野・人数・時期のご希望の整理
- 現時点で使える採用のルート（特定技能、育成就労、技能実習2号を修了した人材など）の確認
- 候補となる国や人材像のすり合わせ
- 試験や協議会が整うまでの間に、先にしておくとい準備の相談

試験や協議会が整っていない分野では、人材の紹介そのものを始められない場合があります。まずは「いつ、どの国から、どのルートで」を整理する段階からご相談ください。ご相談だけでも構いません。

◆ 役割の分担

ご相談の内容	担当
人材の探索・ご紹介	株式会社ドラビザ
在留資格の申請書類の作成・申請の取次ぎ	行政書士法人アーネスト法務経営事務所
設備投資・補助金・事業計画などの経営面	中小企業診断士（次の章）

09

CHAPTER 09

経営のご相談：中小企業診断士 (アーネスト中小企業診断士事務所)

この章の内容

- 3分野で出てくる経営の論点
- 相談の進め方

CHAPTER 9

09 | 経営のご相談：中小企業診断士（アーネスト中小企業診断士事務所）

外国人材の受入れは、採用だけでなく、設備・賃金・体制を含む経営の判断です。当事務所には中小企業診断士が在籍しており、受入れを経営計画の中に位置づける相談をお受けできます。補助金は、活用できるかどうかの検討や計画づくりをお手伝いします。申請書類の作成は、行政書士法人アーネスト法務経営事務所の行政書士が担当します（報酬を得て行う申請書類の作成は、行政書士の業務です）。

◆ 3分野で出てくる経営の論点

論点	3分野での例	整理できること
設備・システムへの投資	リネンサプライ：洗濯・仕上げの設備、衛生基準の認定の取得／資源循環：優良認定に向けた環境認証や電子マニフェスト／物流倉庫：倉庫管理システムなど	投資額と回収の見通し、資金の組み立て
賃金・人件費	日本人と同等額以上の報酬。資源循環の育成就労では昇給の義務	賃金表の見直し、人件費の見通し
補助金・公的支援	設備の導入や省力化などでの活用	対象になりうる制度の洗い出し（制度は年度や公募ごとに変わるため、個別に確認します）
受入れ体制	指導担当者の配置、多言語のマニュアル、住居・生活面の準備	現場の負担と費用の整理
事業計画	受入れの人数・時期・配属先を、売上や稼働の計画に反映する	受入れ計画を含む事業計画の作成

補助金は、申請すれば必ず採択されるものではありません。使えるかどうか、使った場合にどの程度の負担が減るかを、先に確認しておくことをおすすめします。

◆ 相談の進め方

- 事業所・人員・設備・賃金・受入れたい人数などの現状を伺い、論点を整理します
- 許認可や在留資格の手続きは行政書士が、人材のご相談はドラビザが、それぞれ担当します。経営の整理から手続き、人材まで、順番に進められます

10

CHAPTER 10

よくある質問

10

CHAPTER 10 よくある質問

Q1 いつから受け入れられますか？

分野によって違います。リネンサプライは、2026年6月1日から特定技能1号の申請ができます。ただし技能評価試験は準備中で、いま動けるのは技能実習2号の修了者が中心です。資源循環は、環境省が令和9年（2027年）4月頃を予定しています（確定日ではありません）。物流倉庫は、試験と協議会が調整中で、開始日は公表されていません。育成就労は、2027年4月1日に始まります（確定）。

Q2 派遣や業務委託で現場を回しています。対象になりますか？

特定技能も育成就労も、3分野では直接雇用が原則で、労働者派遣は認められません。物流倉庫では、倉庫業者から委託を受けて庫内作業を行う事業者が、受入れ機関になれる場合があります。その場合は、委託元の倉庫業者との協定書が必要です。

Q3 特定技能と育成就労、どちらで受け入れるべきですか？

分野と、受入れたい時期・人数によって変わります。たとえば資源循環は、特定技能の枠900人に対して、育成就労は3,600人です。まずは特定技能で考えるのが、分かりやすい進め方です。ただし、特定技能の枠が小さい分野や、試験がまだ始まっていない分野では、育成就労との併用も検討します。

Q4 協議会にはいつ入りますか？

どの分野も、在留資格の申請より前です。資源循環は、入会の審査で優良機関認証の確認があります。リネンサプライでは、登録支援機関が代わりに入会手続きをすることはできません。分野ごとの手続きは、巻末の参考資料Aの比較表をご覧ください。

Q5 登録支援機関に頼めば、すべて任せられますか？

支援計画の実施は、全部を委託できます。ただし、協議会への加入は受入れ機関自身の条件です（リネンサプライでは、登録支援機関が代わりに入会手続きをすることはできません）。資源循環と物流倉庫では、委託先の登録支援機関にも条件があります。在留資格の申請書類の作成は、行政書士などの専門家の業務領域で、登録支援機関が報酬を得て作成することはできません（2026年1月1日施行の改正行政書士法）。

Q6 受入れ見込数に達したら、どうなりますか？

上限に達する見込みになると、所管大臣の要請で、在留資格認定証明書の交付が停止されます。外食業では、2026年4月13日から停止されました。人数枠の小さい分野では、早めの準備が有利に働きます。

Q7 いま雇っている外国人の従業員を、特定技能に切り替えられますか？

技能試験への合格や、技能実習2号の修了などの要件を満たせば、在留資格の変更を申請できます。3分野は、リネンサプライを除いて試験がまだ始まっていません。現在の在留資格によって手続きが異なるため、個別にご確認ください。

Q8 産廃を運ぶトラックの運転手は、資源循環分野で受け入れられますか？

資源循環分野の対象は中間処理で、収集・運搬は含まれません。ただし、緑ナンバー（事業用自動車）の自動車運送事業者であれば、自動車運送業分野（トラック）で、廃棄物を運ぶ運転手を受け入れられます。協議会への加入や、働きやすい職場認証またはGマークなどの条件があります。白ナンバーの自家用自動車での業務はできません。

Q9 特定技能の1号と2号は、何が違いますか？

1号は通算5年までで、会社支援の義務があり、家族の帯同は原則できません。2号は更新に上限がなく、家族の帯同も要件を満たせば可能です。3分野で受け入れるのは、1号だけです。

Q10 資源循環の協議会には、どうすれば入れますか？

受入れ会社は「4号構成員」として入会します。入会基準は、第1回協議会（2026年8月27日）で決まりました。優良産廃処理業者（またはこれに相当する者）であること、安全衛生推進者などの選任、安全衛生の認定・認証（いずれか）を満たし、協議会の確認（優良機関認証）を受けます。入会申請フォームは、2026年10月末頃に、資源循環分野の支援サイトへ設置される予定です。詳しくは、参考資料Cをご覧ください。

APPENDICES

巻末参考資料

ここからは、分野ごとの参考資料です。協議会に入るための要件と手続きを、まず4分野の比較表で示し、そのあと分野別に詳しくまとめています。

A	協議会加入のまとめ（4分野の比較）	p.36
B	リネンサプライ（所管：厚生労働省）	p.37
C	資源循環・産廃の中間処理（所管：環境省）	p.40
D	物流倉庫（所管：国土交通省）	p.46
E	自動車運送業分野：産廃を運ぶトラック（所管：国土交通省）	p.48
F	これまでの動き	p.50

APPENDIX A

協議会加入のまとめ（4分野の比較）

協議会は、受入れの前に入会します。どの分野も、在留資格の申請より前です。4分野の違いを、1枚で比べます（2026年10月19日までに確認できた内容）。

項目	リネンサプライ	資源循環	物流倉庫	自動車運送業（トラック）
設置する省庁	厚生労働省	環境省	国土交通省	国土交通省
受付の状況	入会できる	入会申請フォームを10月末頃に設置予定	設置に向けて調整中。加入要件・書類・受付時期は決定後に案内	入会できる（2025年1月17日から受付）
申請の方法	厚生労働省のページの入会申請フォーム。同時にメールで書類を提出	支援サイトに設置予定の入会申請フォーム（事務局の定める様式・方法）	未定	国土交通省のページの様式（フォーム）。受入れ会社は第1号、登録支援機関は第2号
主な提出物	衛生基準の認定証の写しなど。認定番号・有効期限、受入施設、担当者、登録支援機関の利用の有無、受入れ人数	許可証の写し、事業計画、処理施設の情報・処理工程図、処理実績、決算書など（協議会資料（案））。認証の確認書類	未定	各様式の入力項目（国土交通省が入力項目一覧を公表）
入会の前提	衛生基準の認定を受けた施設（施設ごと）	12類型。優良産廃処理業者（または相当）、安全衛生推進者などの選任、安全衛生の認定・認証のいずれか	事業者の類型。倉庫管理システムの利活用	自動車運送事業者（緑ナンバー）。働きやすい職場認証またはGマーク
審査・確認	厚生労働省が確認	事務局が審査。書面・実地の確認（優良機関認証）。入会後も2年に1回	未定	運営事務局が確認（1か月程度の見込み）
費用	無料	規約・入会基準に記載なし。会費は今後検討（環境省）	未定	ページに記載なし
入会後に届く・出るもの	構成員資格証明書（電子）。名簿は厚生労働省が公表	証明書。入会を認められた者は支援サイトで公表予定	未定	構成員資格証明書
登録支援機関	代行不可。自ら受入れ機関となる場合を除き加入できない	全部委託の場合は、協議会などに協力する登録支援機関へ委託	全部委託の場合は、条件を満たす登録支援機関へ委託	受入れ会社と登録支援機関の双方が加入
詳細	参考資料B	参考資料C	参考資料D	参考資料E

確認のしかた：協議会の様式・URL・受付状況は、変更されることがあります。申請の前に、必ず各省庁のページ（本書の「出典・確認先」）で、最新の案内を確認してください。

APPENDIX B

リネンサプライ（所管：厚生労働省）

リネンサプライは、ホテル・病院・福祉施設などで使うシーツ・タオル・寝具類を洗濯し、納品する事業です。3分野のなかで最も先に進んでおり、2026年6月1日から特定技能1号の在留資格の申請ができます。ただし、技能評価試験の実施要領は準備中のため、いま動ける人材は、技能実習2号を修了した人が中心です。

対象となる業務

- 業務区分は1つです。ホテルや病院などで使われたリネン類の入荷、仕分け、洗濯、乾燥、仕上げ、検品、結束、出荷などの一連の業務が対象です
- 関連業務として、使用資材などの運搬や、事業所で日常的に行う清掃に、付随的に従事できます
- 専ら関連業務だけに就かせることはできません
- 一般家庭向けのクリーニング業務は、この分野の対象外です

受入れ側の条件（厚生労働省の案内）

1. 次のいずれかの基準の認定を受けた施設で受け入れること。認定は法人単位ではなく、施設単位で取得します
 - 日本リネンサプライ協会の「リネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準」
 - 医療関連サービス振興会の「寝具類洗濯業務に関する基準」
2. リネンサプライ業を行う事業所に就労させること
3. 厚生労働省が設置する協議会の構成員であること
4. 協議会に必要な協力をし、厚生労働省の調査・指導に協力すること
5. 協議会で協議が整った事項について、措置を講じること
6. 本人の求めに応じて、実務経験を証明する書面を交付すること

協議会への入会の手続き

1. 入会の要件を確認します（衛生基準の認定を受けた施設であること）
2. 厚生労働省のページの「入会規程に関する様式」から、入会申請フォーム（Microsoft Forms）で申請します
3. 申請と同時に、メールで必要書類を提出します
4. 厚生労働省が確認します
5. 手続きが終わると、構成員資格証明書が電子データで、担当者のメールに届きます

申請事項（入会規程 第2条）	内容
受入れ会社	名称、住所（郵便番号を含む）、代表者の役職・氏名
受入施設	名称、住所
衛生基準の認定	認定番号、有効期限
担当者	職名、氏名、連絡先
登録支援機関	利用の有無（利用する場合は、名称と登録番号）
受入れ人数	特定技能外国人の国籍と人数
提出する書面	衛生基準の認定証の写し（日本リネンサプライ協会の基準、または医療関連サービス振興会の基準）。ほかに、事務局が求める書面

- 入会費は無料です。登録支援機関が、代わりに入会手続きをすることはできません
- 構成員資格証明書の有効期間は、衛生基準の認定の有効期間と同じです（両方の認定を受けている場合は、短いほう）
- 厚生労働省は、構成員の名簿をホームページで公表します
- 代表者・住所などが変わったときは変更申請、証明書をなくしたときは再交付申請、受入れをやめるときは退会申請を、同じ方法で行います
- 退会後に、再びリネンサプライ分野で受け入れるときは、あらためて入会申請が必要です
- 特定技能と育成就労では、入会の申請が別になります
- 厚生労働省からのメールが迷惑メールに入ることがあります。「mhlw.go.jp」を受信できるように設定してください

進める順番

1. 衛生基準の認定を取る（取得済みなら、有効期限を確認する）
2. 協議会に入会する（上の「協議会への入会の手続き」のとおり）
3. 在留資格を申請する（協議会への加入が、在留諸申請の前に必要です）

人材の要件

項目	内容
技能	リネンサプライ分野特定技能1号評価試験（実施要領は準備中）
日本語	JFT-BasicのA2.2相当以上、またはJLPTのN4以上
試験の免除	技能実習2号（クリーニング職種のリネンサプライ仕上げ作業）を良好に修了した人は、技能・日本語とも免除。ほかの職種でも2号を良好に修了していれば、日本語のみ免除。対象となる作業は運用要領別冊の別表で確認が必要です
在留期間	特定技能2号はなく、通算5年まで

押さえておきたい点

- 認定の取得には時間がかかるため、最初に確認するのが安全です。すでに技能実習生を受け入れている施設は、同じ基準を満たしている可能性があります
- 認定を受けた施設でしか、特定技能外国人を働かせられません。工場が複数ある場合は、施設ごとに確認してください
- 労働者派遣は認められず、直接雇用に限られます
- 相談先：厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課（電話 03-5253-1111、内線2438）
- 協議会は、2026年4月7日に特定技能の第1回、7月31日に育成就労の第1回（特定技能は第2回）が開かれています

APPENDIX C

資源循環・産廃の中間処理（所管：環境省）

資源循環分野の対象は、廃棄物の中間処理です。受入れの条件は3分野のなかで最も細かく、安全衛生の体制が実質的な関門になります。受入れ開始は、環境省が令和9年（2027年）4月頃を予定していますが、確定した日付ではありません。協議会は2026年8月27日に第1回が開かれ、規約と入会基準が決まりました。入会申請フォームは、2026年10月末頃に、資源循環分野の支援サイトへ設置される予定です（環境省と事務局の予定）。

対象となる業務

- 業務区分は「廃棄物処分量（中間処理）」の1区分で、一般廃棄物・産業廃棄物のどちらも対象です
- 中間処理とは、廃棄物の減量化・再資源化・再商品化・有価物化などのために、選別・圧縮・破碎・解体・焼却などの処理を施し、次工程に適した形へ変換する行為です（環境省委託の支援サイトの説明）
- 破碎・中和・焼却などの設備操作や、燃え殻の集約作業に、付随的に従事することは認められています
- 収集・運搬そのものは、業務区分に含まれていません。産廃を運ぶトラックの運転は、緑ナンバーの事業者であれば「自動車運送業」分野で受け入れられます（本文の該当の章を参照）。環境省は収集運搬の追加に向けた基礎資料づくりを始めましたが、追加が決まったわけではありません。最終処分（埋立て）も別の工程です
- 雇用形態は直接雇用のみです

受入れできる事業者（12類型）

受入れできるのは、分野別運用方針の別添に挙げられた12類型の事業者です。廃棄物処理業の許可を持っているだけでは足りません。

根拠となる法律	類型
廃棄物処理法（1）	一般廃棄物処分量（市町村の委託を受ける者を含む）・産業廃棄物処分量・特別管理産業廃棄物処分量で、優良認定またはこれに相当する者
廃棄物処理法（2～4）	再生利用認定業者／広域的処理認定業者（およびその委託を受けて処分を行う者）／無害化処理認定業者
容器包装リサイクル法（5）	認定特定事業者・指定法人（およびその委託を受けて再商品化を行う者）
家電リサイクル法（6）	認定を受けた製造業者等・指定法人（およびその委託先）
小型家電リサイクル法（7）	認定事業者（およびその委託を受けて再資源化を行う者）
プラスチック資源循環促進法（8～11）	指定法人／認定再商品化計画に従う者／認定自主回収・再資源化事業者／認定再資源化事業者（それぞれ委託先を含む場合あり）
再資源化事業等高度化法（12）	認定高度再資源化事業者・認定高度分離・回収事業者

各類型には条文上の細かい限定があります。正確な範囲は、分野別運用方針（別紙19）の別添で確認してください。

処分業者は「優良認定」の確認から

1番目の類型は、許可の更新期間が7年になる、いわゆる優良認定を受けた処分業者（またはこれに相当する者）です。産業廃棄物処分業の優良認定の主な基準は、廃棄物処理法施行規則第10条の4の2に次のように定められています。

- 遵法性：従前の許可の有効期間（または連続する5年間）に、特定不利益処分を受けていないこと
- 事業の透明性：法人情報・事業計画・処理実績・財務諸表などを、更新申請の日前6か月間、インターネットで公表していること
- 環境配慮：ISO14001、またはエコアクション21の認証を受けていること
- 電子マニフェストを使っていること
- 財務体質：直前3年の各事業年度で、自己資本比率が0以上であること

このほかにも基準があります。情報公表は6か月の継続が要件で、認証の取得にも時間がかかります。次回の許可更新の時期から逆算して、早めに着手するのが現実的です。なお、2026年7月30日公布の告示（環境省告示第36号）は、協議会による優良機関認証を受けることも基準に加えています。優良機関認証が何を確認するのかは、第1回協議会で決まった入会基準で示されました（次の「入会基準」をご覧ください）。

受入れ企業の条件（分野別運用方針）

1. 別添の12タイプのいずれかに該当すること
2. 環境大臣が設置する協議会の構成員であること
3. 協議会で協議が調った事項について、措置を講じること
4. 協議会が行う情報提供・意見聴取・調査などに、必要な協力をする
5. 環境省が行う調査・指導などに協力すること
6. 支援計画の全部を登録支援機関に委託する場合は、上の4・5の協力を行う登録支援機関に委託すること
7. 本人の求めに応じて、実務経験を証明する書面を交付すること

協議会のしくみ

協議会には、構成員の区分があります。受入れ会社は「4号構成員」として入会します。

区分	構成員
1号	環境省
2号	警察庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、外国人技能実習機構（施行後は外国人育成就労機構）
3号	環境関係の公益・一般社団法人や財団など10団体
4号	入会基準に基づいて入会を認められた、特定技能所属機関と育成就労実施者（予定者を含む）
5号	そのほか、協議会が必要と認める者

入会基準（第1回協議会で決定）

4号構成員になるには、次の1～3のすべてを満たす必要があります。

1. 特定技能の上乗せ基準告示（環境省告示第36号）、または育成就労の上乗せ基準告示（第37号）が定める受入れ機関に、当てはまること（12類型。条文の詳細は原文で確認してください）
2. 廃棄物の中間処理（減量化、減容化、安定化、安全化）を行っていること
3. 次の（1）～（3）のすべてを満たしていることについて、協議会の認証（優良機関認証）を受けること
 - （1）優良産廃処理業者であること、または、別紙の基準によりこれに相当すると認められること（根拠：廃棄物処理法施行令第6条の11第2号・第6条の14第2号）
 - （2）労働安全衛生法第12条の2の安全衛生推進者または衛生推進者を選任していること。常時使用する従業員が10人以上の場合は、安全管理者も選任していること
 - （3）次のいずれか1つ以上：安全衛生優良企業公表制度（厚生労働省）の認定、ISO45001の認証、JIS Q 45100の認証
- 育成就労の告示にある「分野別協議会による優良機関認証を受けた者」とは、上の3（1）の基準に適合すると認められた者を指す、と入会基準に書かれています
- 認証は、入会するときに受け、入会後も2年に1回、確認を受けます（書面と立入検査）
- 協議会は、必要に応じて入会基準を見直します

「優良産廃処理業者に相当する者」の基準

入会基準の別紙は、許可の種類によって、2つの基準に分かれています。別表1は、廃棄物処理法第14条第6項または第14条の4第6項の許可を持つ者、別表2は、それ以外の者です。委託を受けて一般廃棄物の中間処理を行う者には、別表2が適用されます。処理施設を持たず、作業だけを受託する事業者には、別表2の右欄が適用されると、環境省が説明しています。

第1回協議会の資料（案）によると、確認される主な項目は、次のとおりです。

- 過去5年間に、重大な行政処分を受けていないこと
- 申請日の前6か月間、所定の情報をインターネットで公表し、更新していること
- 環境配慮の認証（ISO14001など）を受けていること
- 財務について、自己資本比率や利益に関する基準を満たしていること

- 法人税などを滞納していないこと

上は、承認前の資料（案）の要約です。承認された別表の原本で、必ず確認してください。

入会までの流れ

順	内容	時期・メモ
1	12類型と、入会基準を確認する	いま
2	入会基準を満たす準備をする（優良認定または相当、安全衛生推進者などの選任、認定・認証）	いまから。情報公表の6か月や、認証の取得には時間がかかります
3	入会を申請する	支援サイトに、申請フォームを設置予定（令和8年10月末頃。環境省と事務局の予定）
4	事務局が審査する（入会基準の確認、優良機関認証）	審査の日程は未公表です
5	入会の承認、証明書の交付	入会を認められた者は、支援サイトで公表される予定です
6	在留資格を申請し、受け入れる	受入れ開始は令和9年4月頃の予定。技能試験は令和8年度内の開始を予定
7	入会後の届出・確認	受入れの開始時と終了時に、事務局へ届出。届出事項の変更・退会も届出。2年に1回の確認

入会申請で、用意しておく情報

第1回協議会の資料（案）で示された、別表の情報です。最終の様式は、入会申請フォームで確認してください。

- ☐ 基本情報（名称、所在地、設立年月日、資本金、代表者、事業内容）
- ☐ 事業計画の概要
- ☐ 許可証の写し
- ☐ 処理施設の情報と、処理工程図
- ☐ 直前1年間・直前3年間の処理実績（受入量、処分量、持出量など）
- ☐ 処理委託料金の提示方法
- ☐ 組織・人員配置
- ☐ 直前3年分の決算関係書類（法人の場合）
- ☐ 施設の維持管理状況に関する情報
- ☐ 安全衛生推進者などの選任と、安全衛生の認定・認証（優良企業公表制度・ISO45001・JIS Q 45100のいずれか）を示すもの

入会後の義務と、注意したい点

- 入管法、育成就労法、関連法令、協議会の規程・行動規範を守ります

- 受入れの開始時と終了時に、協議会（事務局）へ届け出ます
- 協議会で協議が調った事項について措置を講じ、協議会や環境大臣などの調査・指導に協力します
- 入会基準に合わなくなったときや、行動規範の違反を把握したときは、協議会へ報告します（行動規範）
- 虚偽の記載や不正な手段による入会、義務違反、入会基準に合わなくなったことが認められた場合は、除名されることがあります
- 会費は、規約・入会基準に記載がありません。第1回協議会で、会費制度を設けるべきという意見が出て、環境省は今後検討するとしています
- 優良機関認証の開始時期は、公表されていません

資源循環の協議会が公表している資料（第1回協議会で決定）

- 協議会 規約／入会基準／入会基準（別表）
- 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範
- 育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範
- 1年を超える転籍制限期間を設定した育成就労実施者において講じる待遇向上策
- 【資源循環分野】廃棄物処分業（中間処理）育成・キャリア形成プログラム
- 第1回協議会の議事次第・会議資料・議事概要

いずれも、資源循環分野の支援サイトの「協議会について」のページ（<https://www.s-frc.jp/kyogikai/>）から入手できます。

人材の要件

項目	内容
技能	資源循環分野特定技能1号評価試験（令和8年度内の開始を予定。産廃と一般廃の中間処理で共通）
日本語	A2.2相当以上（JFT-BasicまたはJLPTのN4程度）
技能実習からの移行	移行元になる職種は、技能実習のRPF製造だけです。試験免除での先行は、期待しにくい分野です
特定技能2号	規定なし
受入れ見込数	特定技能1号900人、育成就労3,600人

育成就労が主軸になる分野

特定技能1号の枠900人に対し、育成就労は3,600人で、比率は1対4です。政府の設計は「育成就労で育てる」ことに重きを置いています。育成就労の主な水準は、次のとおりです。

- 就労開始まで：日本語A1相当以上（または相当する講習の受講）
- 1年経過時まで：資源循環分野育成就労評価試験（初級）に合格し、A1相当以上

- 修了時：特定技能1号評価試験に合格し、A2.2相当以上
- 本人の意向による転籍：初級試験の合格とA2.1相当以上が条件。転籍制限期間は原則2年で、協議会は1年を目指しています（雇用主が希望する場合は1年にできます）

転籍制限を1年超に設ける受入れ側は、協議会が毎年設定・公表する昇給率で、1年目から2年目に所定内賃金を上げる必要があります。昇給率は、まだ公表されていません。資源循環分野の育成就労運用要領は、2026年10月9日に公表されました。

外国人雇用の法令違反は、本業の許可に響きます

廃棄物処理業は、外国人雇用の違反が、許可の取消しにつながりうる分野です。不法就労助長罪（現行は3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金。2027年4月1日から5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金に引き上げ）で、役員などが拘禁刑に処せられると、廃棄物処理法の欠格事由に当たり、許可は取り消されます。法人自体に科されるのは罰金のみですが、「罰金で済めば影響しない」とは言い切れません。在留資格・就労可否の確認は、人事部門だけの問題にせず、経営の問題として扱ってください（条文に基づく整理です。個別の判断は専門家にご相談ください）。

相談窓口

- 事業者向け相談窓口（一般財団法人 日本環境衛生センター。環境省の委託）：電話 044-578-1920。平日9:00～17:00（12:00～13:00、土日祝、年末年始を除く）。日本語対応
- 環境省 資源循環課（電話 03-3581-3351、内線6856）
- 資源循環分野 外国人材受入れ支援サイト：<https://www.s-frc.jp/>

APPENDIX D

物流倉庫（所管：国土交通省）

物流倉庫分野の対象は、倉庫内の作業（入庫・保管・出庫など）です。上乗せ基準の告示（2026年6月26日）と、特定技能の運用要領別冊（2026年9月18日）は出ましたが、技能評価試験の開始時期と、協議会の設置・加入受付は、調整中です（国土交通省のページ、2026年9月時点）。協議会の加入要件、提出書類、受付開始時期は、決定しだい国土交通省のページで案内されます。受入れ開始の日付は、公表されていません。

対象となる業務

- 倉庫作業：貨物の入庫、保管、出庫、そのほか倉庫内での作業です。入出庫貨物の受渡しや検品、貨物の移動、保管庫への格納、ピッキング、流通加工などが挙げられています
- 流通加工に含まれるのは、小分けの再包装、タグやラベルの取付け、セット組みなどです。商品そのものの機能を完成させたり、性能を向上させたりする作業は含まれません
- 包装されていない食品に、直接触れる業務は認められません
- 関連業務として、事務所への連絡・報告、作業場所の整理整頓・清掃、台風などに備えた貨物の移動などに、付随的に従事できます。専ら関連業務だけに就かせることはできません
- トラックの運転は倉庫内の作業ではなく、関連業務の例にも入っていません。運転を任せる予定があるなら、受入れの前に所管へ確認してください
- 雇用形態は直接雇用のみで、労働者派遣は認められません

受入れできる事業者（告示第787号 第3条）

国土交通省のページでは、次の4つの類型が示されています。

類型	内容
A	倉庫業の登録を受けた倉庫業者で、倉庫作業を自ら実施する者
B	倉庫業者の委託を受けて、その倉庫で倉庫作業を実施する者（雇用の継続に係る責任を負う旨の協定書を、倉庫業者と共同で作成していること）
C-(1)	一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業の許可を受け、占有する倉庫で、倉庫作業を自ら実施する者
C-(2)	上と同じ許可を受け、事業に関連して、他人の需要に応じ、有償で倉庫作業を実施する者

Bの協定書は、相手のある手続きです。早めに動く価値があります。協定書には、受け入れた人の雇用の継続を図るため、委託元の倉庫業者が就労支援を行う旨を書きます。ただし、倉庫業者が直接雇用することや、賃金を保証することまでは求められていません。

そのほかの条件

- 国土交通省が設置する協議会の構成員になること。在留資格の申請より前に加入します。協議会への協力と、協議が調った事項の措置も必要です
- 国土交通大臣などの調査・指導に協力すること
- 協議会の加入要件・提出書類・受付開始時期は、決まりしだい国土交通省のページで案内されます。その案内が出てから、準備に入ります
- 支援計画の全部を登録支援機関に委託する場合は、上記の条件を満たす登録支援機関に委託すること（物流倉庫だけの決まりです）
- 入庫管理・在庫管理・出庫管理の機能を持つ情報システムを、利活用していること
- 生産性や労働安全衛生の向上に役立つ機器・システムを継続して利活用し、協議会に加入した日から1年以内に、協議会へ報告すること
- 本人の求めに応じて、実務経験を証明する書面を交付すること

情報システムは、倉庫管理システム（WMS）を念頭に置いたものです。製品として売られているものでなくても、自社で所有していなくても、外国人が働く事業所で使える状態にあれば足りるとされています。導入していないという理由だけで諦める前に、いま使っているシステムが3つの機能を持っているかを確認してください。

人材の要件

項目	内容
技能	物流倉庫分野特定技能1号評価試験（開始時期は未定）
日本語	A2.2相当以上（JFT-BasicまたはJLPTのN4程度）
特定技能2号	受入れはできません
受入れ見込数	特定技能1号11,400人、育成就労6,900人

待っている間にできること

- 試験と協議会が整うまで、特定技能での受入れはできません。協議会の案内が出たら、加入の準備に入ります
- 日本にいる外国人が、全員、特定技能で働いているわけではありません。永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の在留資格をもつ人は、就労の制限がありません。募集では、外国人を対象から外す必要はなく、応募があったら在留カードで就労の可否を確認します
- 外国人を雇い入れたときと離職したときは、在留資格にかかわらず、ハローワークへの届出が必要です
- 求人票の仕事内容は、公式の職務記述書がまだ出ていないため、告示と運用要領の文言に沿って書いておくと、大きく外れません
- 相談先：国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室（電話 03-5253-8297）

APPENDIX E

自動車運送業分野：産廃を運ぶトラック（所管：国土交通省）

産業廃棄物を運ぶトラックの運転者は、資源循環分野ではなく、自動車運送業分野で受け入れます（第4章）。この分野の協議会は、すでに入会を受け付けています。受入れ会社と、委託先の登録支援機関の、どちらも入会が必要です。

協議会への入会の手続き

1. 協議会の規約と運営規程を確認します
2. 国土交通省のページにあるフォームから、届出をします（受入れ会社は第1号様式、登録支援機関は第2号様式）
3. 運営事務局が、届出の内容を確認します。確認には、1か月程度かかる見込みとされています。不備があると、さらに時間がかかるため、余裕をもって申請してください
4. 確認が終わると、担当者のメールに、構成員資格証明書が届きます

手続き	受入れ会社（特定技能所属機関）	登録支援機関
加入	第1号様式	第2号様式
変更	第3号様式	第4号様式
証明書の発行（再発行）	第5号様式	第6号様式
退会	第7号様式	第8号様式

- 加入の受付は、2025年1月17日に始まっています
- 協議会に関する問い合わせは、運営事務局（PwCコンサルティング合同会社）が受け付けています
- フォームのURLは、変更されたことがあります。必ず、国土交通省のページから開いてください
- 各様式の入力項目は、国土交通省が「入力項目一覧」として公表しています。申請の前に、確認しておくとう安心です

受入れ会社の条件（再掲）

1. 道路運送法に規定する自動車運送事業（第二種貨物利用運送事業を含む）を営んでいること（貨物軽自動車運送事業だけを行う事業者は、対象外です）
2. 事業用自動車（緑ナンバー）での業務であること（白ナンバーの自家用自動車での業務はできません）
3. 「働きやすい職場認証制度」の認証、または全日本トラック協会の「Gマーク制度」に基づく認定を受けた、安全性優良事業所を有していること
4. 協議会の構成員になること（在留資格の申請までに入会。入会金・年会費はなし）

人材の要件

項目	内容
技能	自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）
日本語	JFT-BasicのA2.2相当以上、またはJLPTのN4以上（技能実習2号を良好に修了した人は免除）
運転免許	日本の第一種運転免許。海外から来る人は、入国後の特定活動の期間（最長6か月）に、外免切替などで取得します
在留期間	特定技能1号のみ。2号や育成就労の追加は、「現時点では未定」とされています

- 相談先：国土交通省 物流・自動車局 のページ「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについて」（本書の「出典・確認先」）

APPENDIX F

これまでの動き

日付	出来事
2027年4月1日	育成就労制度の施行（確定）
2027年4月頃	資源循環分野の受入れ開始（環境省の予定。確定日ではない）
2026年10月末頃	資源循環分野の協議会の入会申請フォームを設置（環境省と事務局の予定）
2026年10月9日	資源循環分野の育成就労運用要領が公表
2026年9月18日	物流倉庫分野の特定技能運用要領別冊が公表
2026年9月1日	育成就労計画の認定の施行日前申請の受付が開始
2026年8月28日	物流倉庫分野の育成就労運用要領別冊が公表
2026年8月27日	資源循環分野特定技能・育成就労協議会の第1回を開催（規約・入会基準・行動規範などを決定）
2026年7月31日	リネンサプライ分野の育成・キャリア形成プログラムを協議会が決定
2026年7月30日	資源循環分野の上乗せ基準の告示が公布・適用（環境省告示第36号・第37号）
2026年6月26日	物流倉庫分野の上乗せ基準の告示が公布（国土交通省告示第787号）
2026年6月1日	リネンサプライ分野の運用要領別冊を制定。在留資格の申請が可能に
2026年4月7日	リネンサプライ分野の上乗せ基準の告示（厚生労働省告示第183号）。第1回リネンサプライ分野特定技能協議会を開催、入会規程が施行
2026年4月1日	3分野が特定産業分野として施行（法務省告示第27号）
2026年1月23日	3分野の追加を閣議決定（特定技能は16分野から19分野へ）
2025年1月17日	自動車運送業分野の協議会の加入受付が開始（産廃を運ぶトラックの受入れで関わります）

REFERENCES

出典・確認先

この冊子は、2026年10月19日までに確認できた公表情報をもとにした、一般的な情報提供です。制度の運用は変わることがあります。個別の事案は、所管省庁や専門家にご確認ください。

参照した資料

- 厚生労働省「制度の概要（リネンサプライ分野）」：受入れ事業者の条件、告示・運用要領別冊へのリンク
- 環境省委託「資源循環分野 外国人材受入れ支援サイト」：制度概要、受入れの流れ、相談窓口、最新の更新情報（2026年10月9日付まで）
- 資源循環分野特定技能・育成就労協議会「協議会について」：規約、入会基準、行動規範、第1回協議会の議事概要・会議資料（入会申請フォームの設置予定、入会基準の内容、優良産廃処理業者に相当する者の基準（案））
- 厚生労働省「リネンサプライ分野の協議会」と入会規程：入会の手続き、申請事項、構成員資格証明書、変更・退会
- 出入国在留管理庁「育成就労制度の概要（令和8年7月改訂）」：育成就労の目的・施行日、人材基準、本人意向の転籍、技能実習の経過措置
- トモハタ「特定技能『資源循環』とは」：12類型、優良認定の基準、協議会の確認、育成就労との比率（所管省庁の資料を整理した解説記事）

- 採用係長の採用アカデミー「特定技能の物流倉庫分野はいつから？」：物流倉庫・リネンサプライの告示、運用要領別冊、事業者の類型、外食業の交付停止（所管省庁の資料を整理した解説記事。2026年10月9日更新）

- 国土交通省「物流倉庫分野の受入れ」：事業者の類型、倉庫管理システム、協議会の状況、告示・運用要領別冊
- 国土交通省「自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについて」（協議会の加入手続き・様式を含む）と「特定技能（自動車運送業分野）Q&A」：受入れ事業者の要件、協議会、トラックの人材要件、廃棄物を運ぶトラックの扱い（Q23）
- 東京都環境局「環境省事務連絡『廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について』」：産廃の収集運搬と緑ナンバーの関係（2026年3月16日付の事務連絡）

最新の状況の確認先

- 出入国在留管理庁：特定技能制度／育成就労制度
- 国土交通省：物流倉庫分野の受入れ
- 環境省：資源循環分野における外国人材の受入れ
- 厚生労働省：リネンサプライ分野（上の「制度の概要」のページ）
- 出入国在留管理庁：改正法の概要（育成就労制度の創設等）（不法就労助長罪の罰則引上げ、登録支援機関への委託の制限など）
- 国土交通省：自動車運送業分野の受入れ（産廃を運ぶトラックの運転者を受け入れる場合）

発行：行政書士法人アーネスト法務経営事務所（〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-16-18 清宮ビル201）